

色麻町国土強靱化地域計画



令和3年3月

色 麻 町

目次

第1章 基本的な考え方	1
1 策定の趣旨	1
2 計画の位置付け	1
3 計画期間	1
4 本計画の対象想定災害	1
第2章 脆弱性評価	2
1 脆弱性評価の考え方	2
2 基本目標	2
3 事前に備えるべき目標	3
4 起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）	3
5 施策分野の設定	5
6 脆弱性評価の結果	5
第3章 国土強靱化施策の推進方針	5
第4章 計画の推進	5
《資料編》	
別紙1 リスクシナリオ別脆弱性評価結果	6
別紙2 施策分野別脆弱性評価結果	9
別紙3 施策分野別推進方針	12
別紙4 リスクシナリオ別推進方針	17
別紙5 国土強靱化関連町計画等一覧	23
別紙6 過去に甚大な被害をもたらした大規模自然災害	24
別紙7 色麻町国土強靱化地域計画に基づく主な事業	27

第1章 基本的な考え方

1 策定の趣旨

平成23年3月11日に発生した東日本大震災は、マグニチュード9.0を観測した巨大地震が津波を引き起こし、宮城県において、1万人を超える人命を奪い、県土及び県民の財産に甚大な被害をもたらした。

本町では、高い確率で発生が予想されていた宮城県沖地震に備えるべく、色麻町地域防災計画を策定し、町有建築物の耐震化など様々な防災対策を講じていたが、初動時の情報不足、燃料の不足など、経験したことがない事態が生じ、行政機能の大幅な低下に直面した。

国においては、平成25年12月、大規模自然災害に備えて必要な事前防災及び減災その他迅速な復旧復興に資する施策を総合的かつ計画的に実施するため、「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」（以下「基本法」という。）が公布・施行され、平成26年6月には、基本法に基づき、国土強靱化に関する国の計画等の指針となるべきものとして「国土強靱化基本計画」が策定された。また、基本法においては、「都道府県又は市町村は、国土強靱化に関する施策の推進に関する基本的な計画を定めることができる」とされた。

本町では、既に、東日本大震災の経験と教訓を踏まえ、各分野の各種計画等の見直しや災害対応マニュアルの策定等を進め、大規模自然災害に備えた事前防災及び減災に係る対策を進めてきたところであるが、さらに強靱な地域づくりに向けて、平時から持続的に取組を展開するため、基本法に基づく色麻町国土強靱化地域計画を策定するものである。

2 計画の位置付け

本計画は、基本法第13条に基づく国土強靱化地域計画として、「国土強靱化地域計画策定ガイドライン」の策定手順等に従って策定したものであり、国土強靱化に係る指針となるものである。

3 計画期間

本計画の対象期間は、令和3年度（2021年度）から令和7年度（2025年度）までの5年間とする。

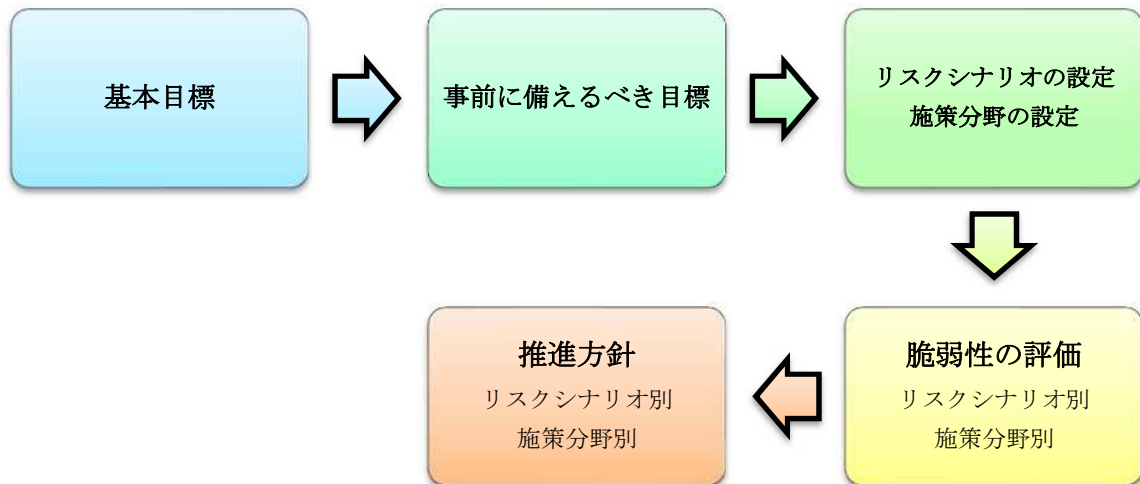
4 本計画の対象想定災害

本計画の対象は、過去に町内で発生した大規模自然災害による発生状況を踏まえて、ひとたび発生すれば甚大な被害が広範囲に及ぶ大規模自然災害とする。

第2章 脆弱性評価

1 脆弱性評価の考え方

大規模自然災害に対する脆弱性の評価を行うことは、国土強靱化に関する施策を策定し、実施していく上で必要なプロセスであり、国の国土強靱化基本計画においても脆弱性評価を基に施策ごとの推進方針が示されている。本計画においても、国が実施した脆弱性評価手法を踏まえて評価を行った。



2 基本目標

国土強靱化の理念に鑑み、次の4点を基本目標とする。

- (1) 人命の保護が最大限図られる
- (2) 色麻町及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持される
- (3) 町民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
- (4) 迅速な復旧復興

3 事前に備えるべき目標

基本目標を達成するため、次の8点を「事前に備えるべき目標」とする。

- (1) 大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる
- (2) 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる（それがなされない場合の必要な対応を含む）
- (3) 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する
- (4) 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能は確保する
- (5) 大規模自然災害発生後であっても、経済活動（サプライチェーンを含む）を機能不全に陥らせない
- (6) 大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要な最低限の上下水道、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る
- (7) 制御不能な二次災害を発生させない
- (8) 大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する

4 起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）

「事前に備えるべき目標」を妨げる事態として、「国土強靱化基本計画」及び「宮城県国土強靱化地域計画」における「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」を基本として、過去の大規模自然災害や地域特性を踏まえ、23の「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」を設定した。

基本目標	事前に備えるべき目標	起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）
1 人命の保護が最大限図られる	1 大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる	1-1 地震による住宅・建築物等の倒壊や火災による死傷者の発生
		1-2 広域にわたる大規模災害等による多数の死者・行方不明者の発生
2 色麻町及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持される	2 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる（それがなされない場合の必要な対応を含む）	1-3 異常気象等による広域かつ長期的な住宅地・集落等の浸水
		1-4 大規模な土砂災害（深層崩壊）等による多数の死傷者の発生のみならず、後年度にわたり町土の脆弱性が高まる事態
3 町民の財産及び公共施設に係る被害の最小化	2 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる（それがなされない場合の必要な対応を含む）	2-1 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止
		2-2 自衛隊、警察、消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足
4 迅速な復旧復興	2 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる（それがなされない場合の必要な対応を含む）	2-3 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療機能の麻痺
		2-4 被災地における疫病・感染症等の大規模発生

	3 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する	3-1 行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下
	4 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能は確保する	4-1 情報伝達の不備や停止等による被害の拡大
	5 大規模自然災害発生後であっても、経済活動（サプライチェーンを含む）を機能不全に陥らせない	5-1 サプライチェーンの寸断等による企業活動の低下 5-2 重要な産業施設の損壊、火災、爆発等 5-3 基幹的交通ネットワークの機能停止 5-4 食料等の安定供給の停滞
	6 大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要最低限の上下水道、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る	6-1 上下水道等の長期間にわたる機能停止 6-2 地域交通ネットワークが分断する事態
	7 制御不能な二次災害を発生させない	7-1 ため池、ダム、防災施設等の損壊・機能不全による二次災害の発生 7-2 有害物質の大規模拡散・流出 7-3 農地・森林等の荒廃による被害の拡大
	8 大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する	8-1 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態 8-2 復旧・復興を担う人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態 8-3 地域コミュニティの崩壊等により復旧・復興が大幅に遅れる事態 8-4 被災者に対する十分な住宅対策や健康支援策が講じられず、生活再建が著しく遅れる事態

5 施策分野の設定

「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」を回避するために必要な国土強靱化に関する施策分野については、国の国土強靱化基本計画における施策分野を参考に、色麻町の実情を踏まえ、8の個別施策分野と2の横断的施策分野を設定した。

【個別施策分野】

- (1) 行政機能
- (2) 住宅
- (3) 保健医療福祉
- (4) 環境
- (5) 産業
- (6) 交通・物流
- (7) 町土保全
- (8) 土地利用

【横断的施策分野】

- (9) 老朽化対策
- (10) リスクコミュニケーション

6 脆弱性評価の結果

「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」別の脆弱性評価結果は【別紙1】施策分野別の脆弱性評価結果は【別紙2】のとおりである。

第3章 国土強靱化施策の推進方針

第2章における脆弱性評価の結果を踏まえ、本町における国土強靱化に向けた施策分野別の推進方針は【別紙3】起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）別の推進方針は【別紙4】のとおりである。

第4章 計画の推進

本計画は、各施策分野における町計画との整合性を図りながら、PDCAサイクルに従って推進するものとし、その進行管理は、取組状況等を把握・整理することにより行うものとする。

なお、本計画は、社会経済情勢等の変化や施策の進捗状況等を考慮し、計画内容の見直しを行うこととする。

【別紙1】 リスクシナリオ別脆弱性評価結果

目標1 大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる
1-1) 地震による住宅・建築物等の倒壊や火災による死傷者の発生
一般建築物の耐震改修の促進(総務課、建設水道課) 東日本大震災での地震は、マグニチュード9.0の巨大な地震が、複数の領域を連動させた広範囲の震源域をもつ地震として発生したものであり、栗原市の最大震度7をはじめ、本町を含む県内のほとんどで震度5強以上の強い揺れを記録するとともに、巨大な津波を引き起こしている。 地震の揺れによる建物被害は、地震動の周期特性等により、地震規模を考えるとそれほど大きくなかったものの、東北地方から関東地方にかけて埋立地や旧河道等で液状化に伴う家屋被害が発生する等、広範囲に渡って多数の建築物において全壊、半壊、一部損壊等の被害があった。また、ライフラインや交通施設に甚大な被害をもたらした。 長周期地震動による被害についても、天井材の落下やエレベーターの損傷等被害が震源から遠く離れた地域においても報告されている。 今回、従前の想定を越えた規模の地震や被害が発生したことを重く受け止め、これまでの想定のお考え方を根本的に見直すとともに、災害予防対策を充実強化していく必要がある。
1-2) 広域にわたる大規模災害等による多数の死者・行方不明者の発生
防災対策(総務課、建設水道課) 東日本大震災での地震は、マグニチュード9.0の巨大な地震が、複数の領域を連動させた広範囲の震源域をもつ地震として発生したものであり、栗原市の最大震度7をはじめ、本町を含む県内のほとんどで震度5強以上の強い揺れを記録するとともに、巨大な津波を引き起こしている。 地震の揺れによる建物被害は、地震動の周期特性等により、地震規模を考えるとそれほど大きくなかったものの、東北地方から関東地方にかけて埋立地や旧河道等で液状化に伴う家屋被害が発生する等、広範囲に渡って多数の建築物において全壊、半壊、一部損壊等の被害があった。また、ライフラインや交通施設に甚大な被害をもたらした。 長周期地震動による被害についても、天井材の落下やエレベーターの損傷等被害が震源から遠く離れた地域においても報告されている。 今回、従前の想定を越えた規模の地震や被害が発生したことを重く受け止め、これまでの想定のお考え方を根本的に見直すとともに、災害予防対策を充実強化していく必要がある。
1-3) 異常気象等による広域かつ長期的な住宅地・集落等の浸水
災害予防対策事業(総務課、建設水道課、産業振興課) 台風、集中豪雨に伴う水防施設の崩壊や河川・水路の洪水等により町土及び町民の生命、身体、財産が崩壊、失われるおそれがある。
1-4) 大規模な土砂災害(深層崩壊)等による多数の死傷者の発生のみならず、後年度にわたり町土の脆弱性が高まる事態
土砂災害防止対策の推進(建設水道課) 台風、集中豪雨に伴う水防施設の崩壊による町土及び町民の生命、身体、財産が崩壊、失われるおそれがある。
急傾斜地崩壊防止施設(建設水道課) 台風、集中豪雨に伴う水防施設の崩壊による町土及び町民の生命、身体、財産が崩壊、失われるおそれがある。
治山施設(産業振興課) 台風、集中豪雨に伴う水防施設の崩壊による町土及び町民の生命、身体、財産が崩壊、失われるおそれがある。
目標2 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる(それがなされない場合の必要な対応を含む)
2-1) 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止
食料・飲料水及び生活物資の確保(総務課、建設水道課、産業振興課) 住宅の被災等による食料、飲料水及び生活物資の喪失、流通機能の一時的な停止や低下等が起こった場合には、被災者への生活救援物資の迅速な供給が必要である。
2-2) 自衛隊、警察、消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足
自主防災組織の育成・指導(総務課) 災害発生時には消火、被災者の救出救護及び避難誘導等広範囲な対応が必要となるが、これらすべての面において行政が対応することは極めて困難となる。 被害の防止又は軽減を図るためには、町民の自主的な防災活動が必要であり、特に要配慮者の所在を把握し、救出救護体制を整備するなどの配慮が必要である。

2-3) 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療機能の麻痺

救護所の整備(保健福祉課)

大規模な災害時には、同時に多数の負傷者の発生が予想され、また、医療機関の被災、ライフラインの機能停止、交通・通信網の混乱等により十分な診療提供体制が確保できない可能性があり、迅速な医療救護が要求される。

2-4) 被災地における疫病・感染症等の大規模発生

防疫・保健衛生活動(町民生活課、保健福祉課)

被災地、特に避難所においては、生活環境の悪化に伴い、被災者が感染症の病原体に対する抵抗力の低下等の悪条件となるため、町は関係機関と連携し、迅速かつ強力な防疫措置及び予防接種等を実施し、感染症流行の未然防止に万全を期すとともに、被災者の健康状態に充分配慮し必要に応じ救護所等の設置や心のケアを含めた保健衛生活動を実施する必要がある。

目標3 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する

3-1) 行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下

公共建築物の耐震化対策(総務課、建設水道課、産業振興課、保健福祉課、子育て支援室 教育総務課、社会教育課)

東日本大震災において、地震及び津波に伴い発生した津波により、宮城県の沿岸15市町のうち、10市町で災害対応の中心となる市町村庁舎が被災し、そのうち7市町で本庁舎や支所の移転を余儀なくされた。

目標4 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能は確保する

4-1) 情報伝達の不備や停止等による被害の拡大

電信・電話施設(総務課、企画情報課)

東日本大震災では、地震による広域的な停電、市町村の庁舎や防災行政無線自体の被災、防災行政無線の内容が聞こえづかった等、避難に関する情報伝達において多くの問題があった。

目標5 大規模自然災害発生後であっても、経済活動(サプライチェーンを含む)を機能不全に陥らせない

5-1) サプライチェーンの寸断等による企業活動の低下

企業等の防災対策の推進(企画情報課)

企業等は、従業員、利用者等の安全を守るとともに、地域における災害が拡大することのないよう確かな防災活動を行う必要がある。特に大規模な災害が発生した場合には、行政や町民のみならず、企業等における組織的な応急活動が災害の拡大を防ぐ上で重要であるとともに、地域の安全確保に積極的に取り組む必要がある。

5-2) 重要な産業施設の損壊、火災、爆発等

危険物施設等の予防対策(総務課)

震災時において危険物施設等の火災や危険物の流出等が発生した場合には、周辺地域に被害を及ぼすおそれがある。

5-3) 基幹的交通ネットワークの機能停止

交通施設の災害対策(建設水道課)

東日本大震災での地震は、マグニチュード9.0の規模の巨大な地震が、複数の領域を連動させた広範囲の震源域をもつ地震として発生したものであり、栗原市の最大震度7をはじめ、本町を含む県内のほとんどで震度5強以上の強い揺れを記録するとともに、巨大な津波を引き起こしている。

地震の揺れによる建物被害は、地震動の周期特性等により、地震規模を考えるとそれほど大きくなかったものの、東北地方から関東地方にかけて埋立地や旧河道等で液状化に伴う家屋被害が発生する等、広範囲に渡って多数の建築物において全壊、半壊、一部損壊等の被害があった。また、ライフラインや交通施設に甚大な被害をもたらした。

長周期地震動による被害についても、超高層ビルの天井材の落下やエレベーターの損傷等被害が震源から遠く離れた地域においても報告されている。

今回、従前の想定を越えた規模の地震や被害が発生したことを重く受け止め、これまでの想定のお考え方を根本的に見直すとともに、災害予防対策を充実強化していく必要がある。

5-4) 食料等の安定供給の停滞

農林水産業基盤の保全(産業振興課)

農業従事者の高齢化や非農家との混住化進行による担い手不足、農家経済の低迷、集落機能の低下による生産資源及び自然環境保全に向けた協同活動の困難化、遊休農地の増加に伴うシカ、イノシシ等野生生物による農作物被害の増加等、様々な変化が顕在化してきている。

老朽化した農地防災施設や農業水利施設については、限られた予算の中で、修繕・更新等により長寿命化を図る必要がある。

目標6 大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要最低限の上下水道、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る

6-1) 上下水道等の長期間にわたる機能停止

水道施設(建設水道課)

東日本大震災においては、地震の揺れによる被害拡大。
建築物、交通インフラ、ライフラインの被害が、被害拡大と応急対策活動の阻害の要因となっていた。

下水道(浄化槽)施設(建設水道課)

東日本大震災においては、地震の揺れによる被害拡大。
建築物、交通インフラ、ライフラインの被害が、被害拡大と応急対策活動の阻害の要因となっていた。

6-2) 地域交通ネットワークが分断する事態

移動支援対策(総務課)

大規模自然災害発生直後においては、救助・救急、消火及び緊急輸送等の応急活動を迅速に行う必要がある。

目標7 制御不能な二次災害を発生させない

7-1) ため池、ダム、防災施設等の損壊・機能不全による二次災害の発生

河川保全施設の整備

農林業災害予防対策(建設水道課、産業振興課)

大規模災害の発生時においては、余震又は降雨等による水害・土砂災害、災害による建築物や構造物の倒壊等、地盤沈下による浸水等、二次災害発生の可能性が高まる。

7-2) 有害物質の大規模拡散・流出

危険物施設等の安全確保(総務課)

大規模自然災害により危険物施設等が被害を受け、危険物の流出、その他の事故が発生した場合は、施設等の被害程度を速やかに把握し、二次災害を防止するための迅速かつ適切な応急措置を講じるとともに、事業所の関係者及び周辺住民等に対する危害防止を図るために、町、消防、警察等関係機関は相互に協力し、総合的な被害軽減対策を実施する必要がある。

7-3) 農地・森林等の荒廃による被害の拡大

農業施設等(産業振興課)

大規模災害の発生時においては、余震又は降雨等による水害・土砂災害、災害による建築物や構造物の倒壊等、地盤沈下による浸水等、二次災害発生の可能性が高まる。

目標8 大規模自然災害発生後であっても地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する

8-1) 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態

災害廃棄物対策(町民生活課)

大規模自然災害発生後、大量に発生する廃棄物(粗大ごみ、不燃ごみ、可燃ごみ、し尿など)や倒壊物・落下物等による障害物は、町民の生活に著しい混乱をもたらすことが予想される。

8-2) 復旧・復興を担う人材等(専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等)の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態

防災知識の普及(総務課)

町民は、発災時には自らの身の安全を守るよう行動することが重要である。また、災害時には、近隣の負傷者、要配慮者を助ける、避難場所や避難所で自ら活動する、あるいは、町、県、国等が行っている防災活動に協力するなど、防災への寄与に努めることが求められる。

8-3) 地域コミュニティの崩壊等により復旧・復興が大幅に遅れる事態

防災訓練の実施(総務課)

定期的な防災訓練を、夜間等様々な条件に配慮し、居住地、職場、学校等においてきめ細かく実施又は、行うよう指導し、訓練のシナリオに緊急地震速報を取り入れるなど、町民にとるべき、身を守る行動や地震発生時の避難行動、基本的な防災用資機材の操作方法等の習熟を図る必要がある。

8-4) 被災者に対する十分な住宅対策や健康支援策が講じられず、生活再建が著しく遅れる事態

災害復旧・復興計画(総務課)

大規模災害発生後の一刻も早い被災者の生活安定及び社会経済活動の再構築を図るとともに、長期的な視点から災害に強い町土を構築していく。

【別紙2】施策分野別脆弱性評価結果

1 行政機能

公共建築物の耐震化対策(総務課、建設水道課、産業振興課、保健福祉課、子育て支援室 教育総務課、社会教育課)

東日本大震災において、地震及び地震に伴い発生した大津波により、宮城県の沿岸15市町のうち、10市町で災害対応の中心となる市町村庁舎が被災し、そのうち7市町で本庁舎や支所の移転を余儀なくされた。

電信・電話施設(総務課、企画情報課)

東日本大震災では、地震による広域的な停電、市町村の庁舎や防災行政無線自体の被災、防災行政無線の内容が聞こえづらかった等、避難に関する情報伝達において多くの問題があった。

2 住宅

一般建築物の耐震改修の促進(総務課、建設水道課)

東日本大震災での地震は、マグニチュード9.0の巨大な地震が、複数の領域を連動させた広範囲の震源域をもつ地震として発生したものであり、栗原市の最大震度7をはじめ、本町を含む県内のほとんどで震度5強以上の強い揺れを記録するとともに、巨大な津波を引き起こしている。

地震の揺れによる建物被害は、地震動の周期特性等により、地震規模を考えるとそれほど大きくなかったものの、東北地方から関東地方にかけて埋立地や旧河道等で液状化に伴う家屋被害が発生する等、広範囲に渡って多数の建築物において全壊、半壊、一部損壊等の被害があった。また、ライフラインや交通施設に甚大な被害をもたらした。

長周期地震動による被害についても、天井材の落下やエレベーターの損傷等被害が震源から遠く離れた地域においても報告されている。

今回、従前の想定を越えた規模の地震や被害が発生したことを重く受け止め、これまでの想定の考え方を根本的に見直すとともに、災害予防対策を充実強化していく必要がある。

3 保健医療福祉

救護所の整備(保健福祉課)

大規模な災害時には、同時に多数の負傷者の発生が予想され、また、医療機関の被災、ライフラインの機能停止、交通・通信網の混乱等により十分な診療提供体制が確保できない可能性があり、迅速な医療救護が要求される。

4 環境

防疫・保健衛生活動(町民生活課、保健福祉課)

被災地、特に避難所においては、生活環境の悪化に伴い、被災者が感染症の病原体に対する抵抗力の低下等の悪条件となるため、町は関係機関と連携し、迅速かつ強力な防疫措置及び予防接種等を実施し、感染症流行の未然防止に万全を期すとともに、被災者の健康状態に充分配慮し必要に応じ救護所等の設置や心のケアを含めた保健衛生活動を実施する必要がある。

災害廃棄物対策(町民生活課)

大規模自然災害発生後、大量に発生する廃棄物(粗大ごみ、不燃ごみ、可燃ごみ、し尿など)や倒壊物・落下物等による障害物は、町民の生活に著しい混乱をもたらすことが予想される。

5 産業

農業施設等(産業振興課)

大規模災害の発生時においては、余震又は降雨等による水害・土砂災害、災害による建築物や構造物の倒壊等、地盤沈下による浸水等、二次災害発生の可能性が高まる。

危険物施設等の予防対策(総務課)

震災時において危険物施設等の火災や危険物の流出等が発生した場合には、周辺地域に被害を及ぼすおそれがある。

6 交通・物流

交通施設の災害対策(建設水道課)

東日本大震災での地震は、マグニチュード9.0の規模の巨大な地震が、複数の領域を連動させた広範囲の震源域をもつ地震として発生したものであり、栗原市の最大震度7をはじめ、本町を含む県内のほとんどで震度5強以上の強い揺れを記録するとともに、巨大な津波を引き起こしている。

地震の揺れによる建物被害は、地震動の周期特性等により、地震規模を考えるとそれほど大きくなかったものの、東北地方から関東地方にかけて埋立地や旧河道等で液状化に伴う家屋被害が発生する等、広範囲に渡って多数の建築物において全壊、半壊、一部損壊等の被害があった。また、ライフラインや交通施設に甚大な被害をもたらした。

長周期地震動による被害についても、天井材の落下やエレベーターの損傷等被害が震源から遠く離れた地域においても報告されている。

今回、従前の想定を越えた規模の地震や被害が発生したことを重く受け止め、これまでの想定の方針を根本的に見直すとともに、災害予防対策を充実強化していく必要がある。

7 町土保全

土砂災害防止対策の推進(建設水道課)

台風、集中豪雨に伴う水防施設の崩壊による町土及び町民の生命、身体、財産が崩壊、失われるおそれがある。

急傾斜地崩壊防止施設(建設水道課)

台風、集中豪雨に伴う水防施設の崩壊による町土及び町民の生命、身体、財産が崩壊、失われるおそれがある。

治山施設(産業振興課)

台風、集中豪雨に伴う水防施設の崩壊による町土及び町民の生命、身体、財産が崩壊、失われるおそれがある。

災害予防対策事業(総務課、建設水道課、産業振興課)

台風、集中豪雨に伴う水防施設の崩壊による河川・水路の洪水等によって町土及び町民の生命、身体、財産が崩壊、失われるおそれがある。

8 土地利用

防災対策(総務課、建設水道課)

東日本大震災での地震は、マグニチュード9.0の規模の巨大な地震が、複数の領域を連動させた広範囲の震源域をもつ地震として発生したものであり、栗原市の最大震度7をはじめ、本町を含む県内のほとんどで震度5強以上の強い揺れを記録するとともに、巨大な津波を引き起こしている。

地震の揺れによる建物被害は、地震動の周期特性等により、地震規模を考えるとそれほど大きくなかったものの、東北地方から関東地方にかけて埋立地や旧河道等で液状化に伴う家屋被害が発生する等、広範囲に渡って多数の建築物において全壊、半壊、一部損壊等の被害があった。また、ライフラインや交通施設に甚大な被害をもたらした。

長周期地震動による被害についても、天井材の落下やエレベーターの損傷等被害が震源から遠く離れた地域においても報告されている。

今回、従前の想定を越えた規模の地震や被害が発生したことを重く受け止め、これまでの想定の方針を根本的に見直すとともに、災害予防対策を充実強化していく必要がある。

9 老朽化対策

河川保全施設の整備

農林業災害予防対策(建設水道課、産業振興課)

大規模災害の発生時においては、余震又は降雨等による水害・土砂災害、災害による建築物や構造物の倒壊等、地盤沈下による浸水等、二次災害発生の可能性が高まる。

水道施設(建設水道課)

東日本大震災においては、地震の揺れによる被害拡大。

建築物、交通インフラ、ライフラインの被害が、被害拡大と応急対策活動の阻害の要因となっていた。

下水道(浄化槽)施設(建設水道課)

東日本大震災においては、地震の揺れによる被害拡大。

建築物、交通インフラ、ライフラインの被害が、被害拡大と応急対策活動の阻害の要因となっていた。

10 リスクコミュニケーション

自主防災組織の育成・指導(総務課)

災害発生時には消火、被災者の救出救護及び避難誘導等広範囲な対応が必要となるが、これらすべての面において行政が対応することは極めて困難となる。

被害の防止または軽減を図るためには、町民の自主的な防災活動が必要であり、特に要配慮者の所在を把握し、救出救護体制を整備するなどの配慮が必要である。

企業等の防災対策の推進(企画情報課)

企業等は、従業員、利用者等の安全を守るとともに、地域における災害が拡大することのないよう的確な防災活動を行う必要がある。特に大規模な災害が発生した場合には、行政や町民のみならず、企業等における組織的な応急活動が災害の拡大を防ぐ上で重要であるとともに、地域の安全確保に積極的に取り組む必要がある。

食料・飲料水及び生活物資の確保(総務課、建設水道課、産業振興課)

住宅の被災等による食料、飲料水及び生活物資の喪失、流通機能の一時的な停止や低下等が起こった場合には、被災者への生活救援物資の迅速な供給が必要である。

移動支援対策(総務課、企画情報課、保健福祉課)

大規模自然災害発生直後においては、救助・救急、消火及び緊急輸送等の応急活動を迅速に行う必要がある。

危険物施設等の安全確保(総務課)

大規模自然災害により危険物施設等が被害を受け、危険物の流出、その他の事故が発生した場合には、施設等の被害程度を速やかに把握し、二次災害を防止するための迅速かつ適切な応急措置を講じるとともに、事業所の関係者及び周辺住民等に対する危害防止を図るために、町、消防、警察等関係機関は相互に協力し、総合的な被害軽減対策を実施する。

防災知識の普及(総務課)

町民は、発災時には自らの身の安全を守るよう行動することが重要である。また、災害時には、近隣の負傷者、要配慮者を助ける、避難場所や避難所で自ら活動する、あるいは、町、県、国等が行っている防災活動に協力するなど、防災への寄与に努めることが求められる。

防災訓練の実施(総務課)

定期的な防災訓練を、夜間等様々な条件に配慮し、居住地、職場、学校等においてきめ細かく実施又は、行うよう指導し、訓練のシナリオに緊急地震速報を取り入れるなど、町民にとるべき、身を守る行動や地震発生時の避難行動、基本的な防災用資機材の操作方法等の習熟を図る。

災害復旧・復興計画(総務課、建設水道課、産業振興課)

大規模災害発生後の一刻も早い被災者の生活安定及び社会経済活動の再構築を図るとともに、長期的な視点から災害に強い町土を構築する必要がある。

【別紙3】 施策分野別推進方針

1 行政機能

公共建築物の耐震化対策(総務課、建設水道課、産業振興課、保健福祉課、子育て支援室 教育総務課、社会教育課)

①公共建築物全般の対策

(1)町有建築物の耐震性、不燃性の確保

役場庁舎、小中学校、児童施設、社会福祉施設、指定避難所等防災上重要な公共建築物について、一層の耐震性、不燃性の確保に努める。特に庁舎等防災拠点となる重要度が高い公共の構造物・施設等については、高レベルの地震に対しても機能を維持できるように耐震性の高い建造物にする。

(2)停電対策の強化

地震時の停電に備え、バッテリー、無停電電源装置、自家発電設備等の整備に努める。

(3)活断層の回避

公共建築物等の建設にあたっては、地質調査などに基づき活断層直下を回避する。

②教育施設

災害時における児童生徒等及び教職員の安全の確保を図るため、校舎等の耐震性の強化、設備備品等の安全管理を図る。

災害時における防火用水を確保するため、水泳プールの十分な維持管理強化を図る。

電信・電話施設(総務課、企画情報課)

主要な電気通信設備等について、大規模地震に耐えるように調査点検を実施し、引続き耐震対策、防火対策、水防対策を推進する。

また、災害対策用機器(可搬型無線装置、衛星通信装置及び移動電源車等)の配置・充実を図る。

2 住宅

一般建築物の耐震改修の促進(総務課、企画情報課、建設水道課、町民生活課、教育総務課)

①既存の建築物

木造住宅に対し木造住宅耐震診断助成事業及び木造住宅耐震改修工事助成事業を実施する。

②ブロック塀等の安全確保

通学路のブロック塀を対象に、その安全性の確保のための啓発や倒壊が懸念されるものに対しては、改善指導を行う。

また、通学路及び避難道路沿いのブロック塀等の所有者又は管理者は、日頃の維持・保全に努め、必要に応じて補強、撤去等を行う。

③空き家対策

道路通行者や近隣住民等への安全性を確保するため、老朽化等により倒壊が懸念される空き家の所有者に対し、耐震改修や撤去等の指導を行う。

3 保健医療福祉

救護所の整備(保健福祉課)

①救護所の設置予定場所にテント、救護用医療機器、担架、発電機等の整備を推進する。

②応急医薬品等の備蓄を図る。

③応急手当等の家庭看護の普及を図る。

④自主防災組織による軽微な負傷者に対する応急救護体制を確立する。

⑤消防機関・医療機関相互の情報交換が円滑に実施されるよう、あらかじめ具体的な連絡体制を整備する。傷病者の移送については、災害時に道路交通の混乱が予想されるため、警察による交通規制の実施や、陸上輸送が困難な場合の県防災ヘリコプターによる搬送の要請等、関係機関との調整を行う。

4 環境

防疫・保健衛生活動(町民生活課、保健福祉課)

①防疫

感染症の予防、感染症発生時の対応として疫学調査を実施し、感染拡大の防止に努める。

②避難所の防疫措置

避難所におけるトイレ等の衛生管理、消毒及び手洗い等感染症発生予防のための指導を行い、避難者の健康管理を図る。

③生活環境に関わる衛生材料の確保及び配分

消毒剤、し尿処理薬品、殺鼠剤、殺虫剤、防疫薬品等を災害規模を分析して、平常時より調達・備蓄する。

災害廃棄物対策(町民生活課)

町は県及び大崎地域広域行政事務組合と連携し、処理施設の耐震化等を図るとともに、廃棄物処理活動が迅速に行われるよう、大量の災害廃棄物が発生した場合に必要な広域処理も含めた災害廃棄物の処理・処分体制の確立を図る。

5 産業

農業施設等(産業振興課)

①農業・農村における基盤整備の推進

農業施設の耐震性の確保、防災上の機能も有する骨格的な農村基盤施設の整備、防災に配慮した土地利用への誘導等により、地震に強い農村構造の形成を図るため、農業農村整備事業等を推進する。

②農業施設の耐震性の改善

新築、増改築される農業施設について、宮城県地震地盤図等を参考にしながら耐震基準に基づいた整備の促進、防火性の向上、給水・給電施設の充実等を図る。

なお、施設の設置に当たっては、液状化に備えて施設の被害を軽減できるように地盤改良、基礎の一体化、支持力の強化等に努める。

危険物施設等の予防対策(総務課)

各施設管理者において、緊急停止措置、貯蔵タンク等の緊急遮断弁の設置について検討するとともに、応急措置または代替措置により、機能を速やかに回復することができるように計画を策定する。

6 交通・物流

交通施設の災害対策(建設水道課)

①道路

(1)耐震性の強化

道路の法面の崩壊、路面の損壊、道路施設の変状や破壊等の被害が想定される危険箇所について、防災工事を実施する。

(2)避難路・避難階段の整備

町民が徒歩で確実に安全な場所に避難できるように、地震の揺れを考慮した避難路・避難階段を整備し、その安全性の点検及び避難時間短縮のための工夫・改善に努める。

②橋梁

落橋、変状等の被害が想定される道路橋については、橋梁補強工事を実施し耐震性を高める。

③避難誘導標識の整備

安全かつ迅速に避難を行うことを支援するための避難誘導標識の整備に努める。

7 町土保全

土砂災害防止対策の推進(総務課)

土砂災害警戒区域等、土砂災害危険箇所を地域防災計画に掲載するとともに、ハザードマップ作成、広報紙、パンフレットの配布、説明会の開催により周辺住民に対し周知徹底を図り、円滑な警戒・避難が行われるように努める。

急傾斜地崩壊防止施設(建設水道課)

土砂災害警戒区域等の調査結果に基づき、特に相当数の居住者に危険が予想される地域については、地元住民の協力のもとに災害防止の観点から順次急傾斜地崩壊危険区域として指定を受け、防災工事が進められるように努める。

治山施設(産業振興課)

国及び県と協力して保安林のもつ防災機能を維持強化させるために、森林の整備を効果的に実施する。

災害予防対策事業(総務課、建設水道課、産業振興課)

治山、治水、急傾斜地崩壊対策、農地防災等の事業による災害予防対策。

①各施設の共通的な災害予防

- (1) 緊急用の資機材の確保
- (2) 情報管理手法の確立
- (3) 災害危険地区の調査及び町民への周知

②河川改修

一級河川が6河川あり、これらの河川の他、堰、用排水路等の水路は洪水、浸水等の水害予防対策を実施する。

③ため池等整備事業

- (1) ため池、堤、堰等の改修・整備
- (2) 農業用河川工作物応急対策事業

④保安林改良事業

⑤林道施設の整備

⑥気象及び河川情報システムの活用

8 土地利用

防災対策(総務課、建設水道課)

住宅地の整備・形成

- ①密集した住宅地の建物不燃化・耐火の促進
- ②主要河川の改修及び雨水排水施設等の整備

9 老朽化対策

河川保全施設の整備

農林業災害予防対策(総務課、建設水道課、産業振興課)

①河川管理施設

出水時には水防活動の拠点となり、地震時等においては、避難場所、救援活動の拠点となる防災拠点の整備を推進する。

②ダム施設

ダム施設の定期点検や維持修繕工事により防災対策に万全を期す。

③農地・農業施設

(1) 農地防災事業の推進

洪水、土砂災害等に対しては、農地、農業施設等を防護するため、防災ため池等の整備を進めるほか、農業用排水施設の整備、老朽ため池の補強、低・湿地地域における排水対策、降雨等による農地の侵食対策等について農地防災事業を推進し、災害の発生防止を図る。

(2) 緊急防災用水量の確保

既存のため池の貯水量に緊急防災用水量を付加させるために、ため池の浚渫又は嵩上げ等を行うとともに、緊急時の消防水利や生活用水を確保するため、水路や遊水地を整備し、地域の総合的な防災安全度を高める。

(3) ため池の点検及び改修

地震による破損等で決壊した場合に大きな被害をもたらすおそれのあるため池について、定期的な点検を行い必要な耐震改修を図る。

水道施設(建設水道課)

①水道施設の耐震性強化

(1) 震災時においても断水等の影響を最小限に食い止め、容易な復旧を可能とすることを基本として、配水幹線及び配水池など基幹施設並びに避難所、医療機関等の重要施設に配水する管路の耐震性の強化について液化化予想地域を最優先に施設の新設、改良等にあわせて計画的な整備を行う。

(2) 水道施設のバックアップ機能として、配水幹線の相互連絡、配水管網のブロック化を図るとともに、給水区域相互間の連絡管整備を推進する。

(3) 緊急時に応急給水用の水を確保できるよう、緊急遮断弁の設置及び応急給水施設の整備等を計画的に推進する。

(4) 災害時における水道水の安定供給を確保するため、配水池等へ非常用自家発電機等を整備する。

②復旧用資機材の整備

水道施設が被災した場合に、直ちに応急対策に着手できるよう復旧用資機材の整備・充実に努める。

③危機管理体制の確立

緊急時の指揮命令系統、初動体制、通信手段、相互応援体制、応急給水等に関する行動計画及びマニュアルを作成する。

下水道(浄化槽)施設(建設水道課)

①下水道(浄化槽)施設計画

施設の新設、改築、更新に当たっては耐震性の向上や液化化対策を計画的に推進する。

②下水道(浄化槽)施設維持管理

台帳の整理、保管に万全を期すとともに、施設を定期的に点検し、常時、施設及び機能状態の把握に努める。

③下水道(浄化槽)防災体制

復旧活動を円滑に実施するため、被災予測を踏まえた下水道事業継続計画(BCP)の策定、災害対策機材の確保及び他機関との連絡協力体制の整備に努める。

10 リスクコミュニケーション

自主防災組織の育成・指導(総務課)

①行政区に組織された自主防災組織に対する指導助言を積極的に行い、実効性ある自主防災組織の育成に努める。

②自主防災組織のリーダー等を育成するために、研修会、講習会等を開催するとともに、多様な世代が参加できるような環境の整備を行い、これら組織の日常化、訓練の実施を促す。その際、女性の参画の推進に努める。

③自主防災組織の円滑な活動を期するため、平常時においては自主防災組織の研修・訓練の場となり、災害時には避難、備蓄等の機能を有する活動の拠点となる施設の整備を図るとともに、消火、救助、救護のための防災資機材の整備について考慮する。

④行政区の自主防災組織と消防団との連携等を通じて地域コミュニティの防災体制の充実を図る。

企業等の防災対策の推進(総務課、企画情報課、産業振興課)

①企業等の防災上の位置づけ

企業等は、直接の防災関係機関ではないが、災害発生の際には組織自らが被害を受けるおそれがあることから、企業各々の防災知識等の普及は重要である。また、災害時の企業の果たす役割を十分に認識し、防災活動を推進する。

②事業継続上の取り組みの実施

企業等は災害時に重要業務を継続するための事業継続計画(BCP)を策定・運用するように努める。また、防災体制の整備、防災訓練の実施、事業所の耐震化、予想被害からの事業復旧計画策定、各計画の点検・見直し、燃料・電力等の重要なライフラインの供給不足への対応の手順化、取引先とのサプライチェーンの確保等を行うなど、事業継続上の取り組みの継続的な実施力の向上に努める。

食料・飲料水及び生活物資の確保(総務課、建設水道課、産業振興課)

- ①町は、町民・事業所等が3日分(推奨1週間分)程度の食料、飲料水(1人1日3ℓ)、生活用品の備蓄について、自発的に取り組むよう啓発に努める。
- ②町は、庁舎敷地内の防災備蓄倉庫に食料品等備蓄品を集中保管するとともに、備蓄物資の性格に応じ、避難所の位置を勘案した分散備蓄を行うなど、体制の整備に努める。

移動支援対策(総務課、企画情報課、保健福祉課)

交通事業者等と連携し、災害発生時に公共交通が不通となった場合の帰宅困難者等の移動支援対策をあらかじめ講じる。
また、タクシー事業者や福祉事業者等と連携し、要配慮者の交通手段の確保に努める。

危険物施設等の安全確保(総務課)

危険物施設等の管理者は、地震の被災による事故情報の速やかな公表と、環境汚染に対処するため、流出危険物の組成を明らかにし、その対応策を的確に伝える。
また、処理に対する作業の進捗情報を整理し広報するとともに、町民等から数多く寄せられる、問い合わせ、要望、意見等に適切な対応を行える体制を整備する。

防災知識の普及(総務課)

- ①職員への防災知識の普及
- ②町民への防災知識の普及
- ③学校等教育機関における防災教育
- ④事業所における災害対策の普及指導
- ⑤要配慮者への配慮
- ⑥防災指導員の養成
- ⑦災害訓練の伝承

防災訓練の実施(総務課)

- ①総合防災訓練
- ②町民・自主防災組織・事業所等の訓練
- ③防災関係機関等の防災訓練
- ④通信関係機関の非常通信訓練

災害復旧・復興計画(総務課、建設水道課、産業振興課)

- ①災害復旧・復興の基本方向の決定等
- ②災害復旧計画
- ③災害復興計画
- ④災害復興基金の設立等

【別紙4】 リスクシナリオ別推進方針

<p>目標1 大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる</p>
<p>1-1) 地震による住宅・建築物等の倒壊や火災による死傷者の発生</p> <p>一般建築物の耐震改修の促進(総務課、企画情報課、建設水道課、町民生活課、教育総務課)</p> <p>①既存の建築物 木造住宅に対し木造住宅耐震診断助成事業及び木造住宅耐震改修工事助成事業を実施する。</p> <p>②ブロック塀等の安全確保 通学路のブロック塀を対象に、その安全性の確保のための啓発や倒壊が懸念されるものに対しては、改善指導を行う。 また、通学路及び避難道路沿いのブロック塀等の所有者又は管理者は、日頃の維持・保全に努め、必要に応じて補強、撤去等を行う。</p> <p>③空き家対策 道路通行者や近隣住民等への安全性を確保するため、老朽化等により倒壊が懸念される空き家の所有者に対し、耐震改修や撤去等の指導を行う。</p>
<p>1-2) 広域にわたる大規模災害等による多数の死者・行方不明者の発生</p> <p>防災対策(総務課、建設水道課)</p> <p>住宅地の整備・形成</p> <p>①密集した住宅地の建物不燃化・耐火の促進</p> <p>②主要河川の改修及び雨水排水施設等の整備</p>
<p>1-3) 異常気象等による広域かつ長期的な住宅地・集落等の浸水</p> <p>災害予防対策事業(総務課、建設水道課、産業振興課)</p> <p>治山、治水、急傾斜地崩壊対策、農地防災等の事業による災害予防対策。</p> <p>①各施設の共通的な災害予防</p> <p>(1)緊急用の資機材の確保</p> <p>(2)情報管理手法の確立</p> <p>(3)災害危険地区の調査及び町民への周知</p> <p>②河川改修 一級河川が6河川あり、これらの河川その他、堰、用排水路等の水路は洪水、浸水等の水害予防対策を実施する。</p> <p>③ため池等整備事業</p> <p>(1)ため池、堤、堰等の改修・整備</p> <p>(2)農業用河川工作物応急対策事業</p> <p>④保安林改良事業</p> <p>⑤林道施設の整備</p> <p>⑥気象及び河川情報システムの活用</p>
<p>1-4) 大規模な土砂災害(深層崩壊)等による多数の死傷者の発生のみならず、後年度にわたり町土の脆弱性が高まる事態</p> <p>土砂災害防止対策の推進(総務課、建設水道課)</p> <p>土砂災害警戒区域等、土砂災害危険箇所を地域防災計画に掲載するとともに、ハザードマップ作成、広報紙、パンフレットの配布、説明会の開催により周辺住民に対し周知徹底を図り、円滑な警戒・避難が行われるように努める。</p> <p>急傾斜地崩壊防止施設(建設水道課)</p> <p>土砂災害警戒区域等の調査結果に基づき、特に相当数の居住者に危険が予想される地域については、地元住民の協力のもとに災害防止の観点から順次急傾斜地崩壊危険区域として指定を受け、防災工事が進められるように努める。</p> <p>治山施設(産業振興課)</p> <p>国及び県と協力して保安林のもつ防災機能を維持強化させるために、森林の整備を効果的に実施する。</p>

目標2 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる（それがなされない場合の必要な対応を含む）

2-1) 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止

食料・飲料水及び生活物資の確保(総務課、建設水道課、産業振興課)

- ①町は、町民・事業所等が3日分（推奨1週間分）程度の食料、飲料水（1人1日3ℓ）、生活用品の備蓄について、自発的に取り組むよう啓発に努める。
- ②町は、庁舎敷地内の防災備蓄倉庫に、食料品等備蓄品を集中保管するとともに、備蓄物資の性格に応じ、避難所の位置を勘案した分散備蓄を行うなど、体制の整備に努める。

2-2) 自衛隊、警察、消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足

自主防災組織の育成・指導(総務課)

- ①行政区に組織された自主防災組織に対する指導助言を積極的に行い、実効性ある自主防災組織の育成に努める。
- ②自主防災組織のリーダー等を育成するために、研修会、講習会等を開催するとともに、多様な世代が参加できるような環境の整備を行い、これら組織の日常化、訓練の実施を促す。その際、女性の参画の推進に努める。
- ③自主防災組織の円滑な活動を期するため、平常時においては自主防災組織の研修・訓練の場となり、災害時においては避難、備蓄等の機能を有する活動の拠点となる施設の整備を図るとともに、消火、救助、救護のための防災資機材の整備について考慮する。
- ④行政区の自主防災組織と消防団との連携等を通じて地域コミュニティの防災体制の充実を図るため、防災関係機関と協力し、自主防災組織体制の強化を図る。

2-3) 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療機能の麻痺

救護所の整備(総務課、保健福祉課)

- ①救護所の設置予定場所にテント、救護用医療機器、担架、発電機等の整備を推進する。
- ②応急医薬品等の備蓄を図る。
- ③応急手当等の家庭看護の普及を図る。
- ④自主防災組織による軽微な負傷者に対する応急救護体制を確立する。
- ⑤消防機関・医療機関相互の情報交換が円滑に実施されるよう、あらかじめ具体的な連絡体制を整備する。傷病者の移送については、災害時に道路交通の混乱が予想されるため、警察による交通規制の実施や、陸上輸送が困難な場合の県防災ヘリコプターによる搬送の要請等、関係機関との調整を行う。

2-4) 被災地における疫病・感染症等の大規模発生

防疫・保健衛生活動(町民生活課、保健福祉課)

- ①防疫
感染症の予防、感染症発生時の対応として疫学調査を実施し、感染拡大の防止に努める。
- ②避難所の防疫措置
避難所におけるトイレ等の衛生管理、消毒及び手洗い等感染症発生予防のための指導を行い、避難者の健康管理を図る。
- ③生活環境に関わる衛生材料の確保及び配分
消毒剤、し尿処理薬品、殺鼠剤、殺虫剤、防疫薬品等を災害規模を分析して、平常時より調達・備蓄する。

目標3 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する

3-1) 行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下

**公共建築物の耐震化対策(総務課、建設水道課、産業振興課、保健福祉課、子育て支援室
教育総務課、社会教育課)**

①公共建築物全般の対策

(1) 町有建築物の耐震性、不燃性の確保

役場庁舎、小中学校、福祉施設、社会福祉施設、指定避難所等防災上重要な公共建築物について、一層の耐震性、不燃性の確保に努める。特に庁舎等防災拠点となる重要度が高い公共の構造物・施設等については、高レベルの地震に対しても機能を維持できるように耐震性の高い建造物にする。

(2) 停電対策の強化

地震時の停電に備え、バッテリー、無停電電源装置、自家発電設備等の整備に努める。

(3) 活断層の回避

公共建築物等の建設にあたっては、地質調査などにに基づき活断層直下を回避する。

②教育施設

災害時における児童生徒等及び教職員の安全の確保を図るため、校舎等の耐震性の強化、設備備品等の安全管理を図る。

災害時における防火用水を確保するため、水泳プールの十分な維持管理強化を図る。

目標4 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能は確保する

4-1) 情報伝達の不備や停止等による被害の拡大

電信・電話施設(総務課、企画情報課)

主要な電気通信設備等について、大規模地震に耐えるように調査点検を実施し、引続き耐震対策、防火対策、水防対策を推進する。

また、災害対策用機器(可搬型無線装置、衛星通信装置及び移動電源車等)の配置・充実を図る。

目標5 大規模自然災害発生後であっても、経済活動(サプライチェーンを含む)を機能不全に陥らせない

5-1) サプライチェーンの寸断等による企業活動の低下

企業等の防災対策の推進(企画情報課、産業振興課)

①企業等の防災上の位置づけ

企業等は、直接の防災関係機関ではないが、災害発生の際には組織自らが被害を受けるおそれがあることから、企業各々の防災知識等の普及は重要である。また、災害時の企業の果たす役割を十分に認識し、防災活動を推進する。

②事業継続上の取り組みの実施

企業等は災害時に重要業務を継続するための事業継続計画(BCP)を策定・運用するように努める。また、防災体制の整備、防災訓練の実施、事業所の耐震化、予想被害からの事業復旧計画策定、各計画の点検・見直し、燃料・電力等の重要なライフラインの供給不足への対応の手順化、取引先とのサプライチェーンの確保等を行うなど、事業継続上の取り組みの継続的な実施力の向上に努める。

5-2) 重要な産業施設の損壊、火災、爆発等

危険物施設等の予防対策(総務課)

各施設管理者において、緊急停止措置、貯蔵タンク等の緊急遮断弁の設置について検討するとともに、応急措置または代替措置により、機能を速やかに回復することができるように計画を策定する。

5-3) 基幹的交通ネットワークの機能停止

交通施設の災害対策(建設水道課)

①道路

(1) 耐震性の強化

道路の法面の崩壊、路面の損壊、道路施設の変状や破壊等の被害が想定される危険箇所について、防災工事を実施する。

(2) 避難路の整備

町民が徒歩で確実に安全な場所に避難できるよう、地震の揺れを考慮した避難路を整備し、その安全性の点検及び避難時間短縮のための工夫・改善に努める。

②橋梁

落橋、変状等の被害が想定される道路橋については、橋梁補強工事を実施し耐震性を高める。

③避難誘導標識の整備

安全かつ迅速に避難を行うことを支援するための避難誘導標識の整備に努める。

5-4) 食料等の安定供給の停滞

農林水産業基盤の保全(建設水道課、産業振興課)

①農業水利施設について、施設管理者と連携しながら、定期的な機能診断及び継続的な施設監視に基づく適時・適切な機能保全対策を通じて、リスク管理及びライフサイクルコストの低減を行いつつ、長寿命化を図る。

②災害対応力の強化に向けて、生産基盤施設等の耐震調査・耐震対策、施設管理者の業務継続体制の確立及び農村の防災対策等を推進する。

③過疎化、高齢化、混住化等に対応した地域主体の協同活動支援などによる多面的機能の維持・保全の推進を図る。

④交流人口の増加に向けた取組及び農業集落排水施設や農道網の整備等、定住環境の向上を図る。

目標6 大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要最低限の上下水道、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る

6-1) 上下水道等の長期間にわたる機能停止

水道施設(建設水道課)

①水道施設の耐震性強化

(1) 震災時においても断水等の影響を最小限に食い止めること、容易な復旧を可能とすることを基本として、配水幹線及び配水池など基幹施設並びに避難所、医療機関等の重要施設に配水する管路の耐震性の強化について液状化予想地域を最優先に施設の新設、改良等にあわせて計画的な整備を行う。

(2) 水道施設のバックアップ機能として、配水幹線の相互連絡、配水管網のブロック化を図るとともに、給水区域相互間の連絡管整備を推進する。

(3) 緊急時に応急給水用の水を確保できるよう、緊急遮断弁の設置及び応急給水施設の整備等を計画的に推進する。

(4) 災害時における水道水の安定供給を確保するため、配水池等へ非常用自家発電機等を整備する。

②復旧用資機材の整備

水道施設が被災した場合に、直ちに応急対策に着手できるよう復旧用資機材の整備・充実に努める。

③危機管理体制の確立

緊急時の指揮命令系統、初動体制、通信手段、相互応援体制、応急給水等に関する行動計画及びマニュアルを作成する。

下水道(浄化槽)施設(建設水道課)

①下水道(浄化槽)施設計画

施設の新設、改築、更新に当たっては耐震性の向上や液状化対策を計画的に推進する。

②下水道(浄化槽)施設維持管理

台帳の整理、保管に万全を期すとともに、施設を定期的に点検し、常時、施設及び機能状態の把握に努める。

③下水道(浄化槽)防災体制

復旧活動を円滑に実施するため、被災予測を踏まえた下水道事業継続計画(BCP)の策定、災害対策機材の確保及び他機関との連絡協力体制の整備に努める。

6-2) 地域交通ネットワークが分断する事態

移動支援対策(総務課、企画情報課、保健福祉課)

交通事業者等と連携し、災害発生時に公共交通が不通となった場合の帰宅困難者等の移動支援対策をあらかじめ講じる。

また、タクシー事業者や福祉事業者等と連携し、要配慮者の交通手段の確保に努める。

目標7 制御不能な二次災害を発生させない

7-1) ため池、ダム、防災施設等の損壊・機能不全による二次災害の発生

河川保全施設の整備

農林業災害予防対策(建設水道課、産業振興課)

①河川管理施設

出水時には水防活動の拠点となり、地震時等においては、避難場所、救援活動の拠点となる防災拠点の整備を推進する。

②ダム施設

ダム施設の定期点検や維持修繕工事により防災対策に万全を期す。

③農地・農業施設

(1)農地防災事業の推進

洪水、土砂災害等に対しては、農地、農業施設等を防護するために、防災ため池等の整備を進めるほか、農業用排水施設の整備、老朽ため池の補強、低・湿地地域における排水対策、降雨等による農地の侵食対策等について農地防災事業を推進し、災害の発生防止を図る。

(2)緊急防災用水量の確保

既存のため池の貯水量に緊急防災用水量を付加させるために、ため池の浚渫又は嵩上げ等を行うとともに、緊急時の消防水利や生活用水を確保するため、水路や遊水地を整備し、地域の総合的な防災安全度を高める。

(3)ため池の点検及び改修

地震による破損等で決壊した場合に大きな被害をもたらすおそれのあるため池について、定期的な点検を行い必要な耐震改修を図る。

7-2) 有害物質の大規模拡散・流出

危険物施設等の安全確保(総務課)

危険物施設等の管理者は、地震の被災による事故情報の速やかな公表と、環境汚染に対処するため、流出危険物の組成を明らかにし、その対応策を的確に伝える。

また、処理に対する作業の進捗情報を整理し広報するとともに、町民等から数多く寄せられる、問い合わせ、要望、意見等に適切な対応を行える体制を整備する。

7-3) 農地・森林等の荒廃による被害の拡大

農業施設等(産業振興課)

①農業・農村における基盤整備の推進

農業施設の耐震性の確保、防災上の機能も有する骨格的な農村基盤施設の整備、防災に配慮した土地利用への誘導等により、地震に強い農村構造の形成を図るため、農業農村整備事業等を推進する。

②農業施設の耐震性の改善

新築、増改築される農業施設について、宮城県地震地盤図等を参考にしながら耐震基準に基づいた整備の促進、防火性の向上、給水・給電施設の充実等を図る。

なお、施設の設置に当たっては、液状化に備えて施設の被害を軽減できるよう地盤改良、基礎の一体化、支持力の強化等に努める。

目標8 大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する

8-1) 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態

災害廃棄物対策(町民生活課)

町は県及び大崎地域広域行政事務組合と連携し、処理施設の耐震化等を図るとともに、廃棄物処理活動が迅速に行われるよう、大量の災害廃棄物が発生した場合に必要な広域処理も含めた災害廃棄物の処理・処分体制の確立を図る。

8-2) 復旧・復興を担う人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態

防災知識の普及(総務課)

- ①職員への防災知識の普及
- ②町民への防災知識の普及
- ③学校等教育機関における防災教育
- ④事業所における災害対策の普及指導
- ⑤要配慮者への配慮
- ⑥防災指導員の養成
- ⑦災害訓練の伝承

8-3) 地域コミュニティの崩壊等により復旧・復興が大幅に遅れる事態

防災訓練の実施(総務課)

- ①総合防災訓練
- ②町民・自主防災組織・事業所等の訓練
- ③防災関係機関等の防災訓練
- ④通信関係機関の非常通信訓練

8-4) 被災者に対する十分な住宅対策や健康支援策が講じられず、生活再建が著しく遅れる事態

災害復旧・復興計画(総務課、建設水道課、産業振興課)

- ①災害復旧・復興の基本方向の決定等
- ②災害復旧計画
- ③災害復興計画
- ④災害復興基金の設立等

別紙5 国土強靱化関連町計画等一覧

番号	計画等の名称
1	色麻町長期総合計画
2	色麻町地域防災計画
3	色麻町公共施設等総合管理計画
4	色麻町個別施設計画
5	色麻町バイオマス活用推進計画
6	色麻町下水道事業ストックマネジメント計画
7	色麻町水道事業アセットマネジメント計画
8	色麻町道路長寿命化計画
9	色麻町公営住宅長寿命化計画
10	色麻町橋梁長寿命化計画
11	色麻町高齢者保健福祉計画・第8期介護保険事業計画
12	色麻町障がい者計画
13	色麻町第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画
14	色麻町第2期子ども・子育て支援事業計画
15	色麻町健康増進食育推進計画
16	色麻町一般廃棄物処理計画
17	色麻町災害廃棄物処理計画
18	色麻町林道施設長寿命化計画（個別施設計画）
19	色麻町森林整備計画
20	色麻町森林経営計画（属人計画）

別紙6 過去に甚大な被害をもたらした大規模自然災害

色麻町に被害を及ぼした主な地震

西暦(和暦)	地域(名称)	M	主な被害	被害の出典
1978. 6.12 (昭和 53 年)	昭和 53 年(1978 年) 宮城県沖地震	7.4	東北地方太平洋沖地震 住宅半壊 14 棟 一部破損 199 棟	色麻町
2011. 3.11 (平成 23 年)	平成 23 年(2011 年) 東北地方太平洋沖 地震	9.0		

色麻町に被害を及ぼした主な大雨・洪水・暴風雨

色麻町には、花川、保野川、長谷川、深川、河童川、新深川の6つの一級河川がある。これまでに大雨による洪水の被害をもたらした事例から、時として、近年の大雨や台風の影響から、居住地域に浸水被害が及ぶことも考えられる。

災害の種別	過去の災害の例	主な被害
大雨・洪水 ・暴風雨	平成 27 年 9 月 関東・東北豪雨 (台風第 18 号)	床下浸水 7 棟
	令和元年 10 月 令和元年東日本台風 (台風第 19 号)	床上浸水 1 棟 床下浸水 5 棟

宮城県の火山噴火災害

火山噴火予知連絡会は、平成 15 年 1 月に「概ね過去 1 万年以内に噴火した火山及び現在噴気活動が認められる火山」を活火山として定義し、県内では栗駒山、蔵王山、鳴子の 3 火山が活火山に該当する。さらに、平成 21 年 6 月には「火山防災のために監視・観測体制の充実が必要な火山」として 47 火山(県内では、栗駒山、蔵王山)を選定した。

近年、火山噴火被害は発生していないため、以下に活動状況等について整理する。

火山名	過去の活動状況等
栗駒山	<p>栗駒山は、宮城・岩手・秋田の三県にまたがり別名須川岳・大日岳・駒ヶ岳・お駒山と呼ばれる安山岩の成層火山である。</p> <p>1 万年以内の噴火活動に関する詳細な年代分析値は報告されていない。山頂付近や山頂の北側斜面に分布する表土(クロボウ)中に堆積している火山灰の分析では、915 年(十和田 a 火山灰)以降に、少なくとも 2 回(1944 年の小噴火を含む)の水蒸気爆発が起き、約 5400 年前(十和田一中嶽(ちゅうせり)火山灰)から 915 年の間にも、少なくとも 2 回の水蒸気爆発が起こっている。(日本活火山総覧(第 4 版)による)</p> <p>なお、仙台管区気象では平成 22 年(2010 年)より常時観測、振動観測、遠望観測、地殻変動観測)を行っている。</p>
蔵王山	<p>蔵王山は、奥羽山脈の南部、宮城・山形両県に位置している。</p> <p>玄武岩～安山岩の成層火山群で、山体上部を形する熊野岳(最高峰)・刈田岳(かっただけ)などが噴出した後、山頂部に直径 2km 程度のカルデラが生じた。五色岳はその中に生じた後カルデラ火砕丘で、火口湖御釜(直径 360m、別名五色沼)を持つ。</p> <p>蔵王火山の噴火活動は、少なくとも約 70 万年前には始まっていたと考えられ、現在までに 4 つのステージがあったとされている。</p> <p>2 万年位前までに続いていた五色岳の活動の後、やや火山活動の静穏な時期があったが 2000 年～3000 年前頃に五色岳の東部が大規模に崩壊した。今から約 1000 年前には、五色岳西端で御釜の活動が始まっている。有史以降も主に御釜を噴出口とする数多くの活動が記録されているが、被害を伴った噴火は御釜の内外で発生している。噴火に伴い泥流を発生することが多い。御釜の北東など複数の地域に噴気孔がある。</p> <p>1230 年の噴火では、噴石による人畜への被害が発生している。また、たびたび泥流が発生し、1694 年、1809 年、1821 年、1867 年、1895 年の噴火で濁川や白石川で増水や硫黄流入などの被害が発生し、このうち 1867 年の噴火では洪水による死者が発生している。(日本活火山総覧(第 4 版)による)</p> <p>なお、仙台管区気象台では平成 22 年(2010 年)より常時観測(振動観測、空振観測、遠望観測、地殻変動観測)を行っている。</p> <p>平成 27 年 4 月 7 日から火山性地震が増加し、小規模な噴火が発生する可能性があることから、同 4 月 13 日に噴火警報(火口周辺危険)が発表された。その後、蔵王山の火山性地震の減少を受け、同 6 月 16 日に噴火警報が解除された。</p>

火山名	過去の活動状況等
鳴子	<p>鳴子火山は、本県北西部に位置し、直径約 7km の不鮮明な輪郭をもつカルデラとその中心部の溶岩ドーム群からなるデイサイトの 4 つの溶岩ドームが一群をなしそれらに囲まれた酸性の火口湖・潟沼(直径 400m)の内外やその西側の溶岩ドーム(海拔 396m)の壁では硫気活動が盛んである。</p> <p>溶岩ドームには直径 100～400m 程度の火口地形が多数認められ、後カルデラ期には溶岩ドーム群の形成とそれを一部破壊するような爆発的な活動が発生していたと考えられる。溶岩ドームや湖成層はテフラ群に覆われ、そのうち比較的分布域が広い潟沼－上原テフラ(1.8 万年)が潟沼形成に関わったと考えられている。</p> <p>鳴子火山のうち、潟沼西部の溶岩ドームは溶岩直下の砂礫層中の樹幹の年代測定により、約 11800 年前頃から開始したと推測される。また、山麓部では腐植土中に鳴子火山起源の火山灰が分布しており、その噴出年代は下位の腐植土中の年代分析値から、約 5400 年前以降と推測される。溶岩ドーム形成後の地熱活動により、2000～3000 年前に水蒸気爆発が発生している。(日本活火山総覧(第 4 版)による)</p>

【出典：危機対策課「地域防災計画（風水害等災害対策編）」より抜粋、加筆】

【別紙7】

色麻町国土強靱化地域計画に基づく主な事業

施策分野	事業名	事業概要	事業主体	備考	主管課
行政機能	中学校ガラスブロック改修工事	北側ガラスブロック雨漏れ改修	町		教育総務課
	幼稚園講堂屋根塗装工事	講堂屋根塗装	町		教育総務課
住宅・都市	住宅・建築物安全ストック形成事業	耐震診断、耐震改修、ブロック塀等除去	町		建設水道課
	公営住宅等ストック総合改善事業	屋上防水改修	町		建設水道課
	四舊地区水道施設整備事業	浄水場機械電気改修、井戸掘削H=150m 導水管布設L=650m	町		建設水道課
老朽化対策	町民体育館屋根塗装工事	体育館屋根塗装	町		社会教育課
	保健福祉センター屋根改修工事	既存屋根補修及び塗装	町		保健福祉課